

北里大学と神奈川工科大学との間における連携協力に関する協定書

北里大学と神奈川工科大学は、相互の教育研究活動を推進するために、両大学間の連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

1. 北里大学と神奈川工科大学は、両大学がそれぞれ専門とする分野の特色を生かして連携を図り、相互に信頼、互惠、双務の原則に基づき、学術交流を行う。
2. 両大学間の学術交流については、相互の協議と同意に基づいて下記の活動を行う。
 - (1) 教育研究のための教職員、学生の交流。
 - (2) 共同研究プロジェクトの企画・実施。
 - (3) 相互理解を深めるための講演会、シンポジウムの企画・実施。
 - (4) 出版刊行物、研究論文、その他学術情報の交換。
 - (5) この協定書の目的を推進するその他の活動で、双方が協議して同意した事項。
3. 実施に関する細部の事項については、必要に応じて「覚書」を取り交わす。
4. この協定は、平成29年6月1日から効力を有し、5年間有効とする。
ただし、期間満了の6か月前までにいずれの大学からも解除の申し出がない限り、毎年自動的に更新されるものとする。
なお、この協定書は6カ月間の予告をもって解消することができるものとする。
5. この協定書に定めのない事項およびこの協定書の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

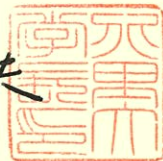
この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成29年5月29日

北里大学

学長

伊藤 智 夫



神奈川工科大学

学長

小宮 一三

